

令和2年9月24日（木）

総務委員会資料

付託議案

【一般事件案】

承認第11号議案 専決処分事件の報告及び承認について [関係分]
《令和2年度島根県一般会計補正予算（第5号）》

（消防総務課）・・・P1

【予算案】

第95号議案 令和2年度島根県一般会計補正予算（第7号） [関係分]

（消防総務課）・・・P3

報告事項

1. 新型コロナウイルス感染症への対応について
（防災危機管理課）・・・P6
2. 令和2年度島根県総合防災訓練について
（防災危機管理課）・・・P7
3. 令和2年度島根県原子力防災訓練について
（原子力安全対策課）・・・P8
4. 島根原発サイトバンカ建物の巡視業務の未実施に関する
調査報告について
（原子力安全対策課）・・・P9

防 災 部

令和2年度島根県一般会計補正予算（第5号） [関係分]
〈令和2年7月28日専決処分〉
歳出総括表

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	893,957		893,957
防災危機管理課	446,573	52,500	499,073
原子力安全対策課	1,789,145		1,789,145
合計	3,129,675	52,500	3,182,175

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料2 掲載ページ
					款	項	目	
消防総務課	893,957	0	893,957					
防災危機管理課	446,573	52,500	499,073					
1 震災・風水害等災害対策事業費	40,585	52,500	93,085	被災者生活再建支援事業 37,500千円 被災者生活再建臨時支援事業 15,000千円	2	6	2	12
原子力安全対策課	1,789,145	0	1,789,145					

令和2年度島根県一般会計補正予算（第7号） [関係分]

歳出総括表

一般会計

(単位:千円)

課名	補正前の額 (A)	補正額 (B)	計 (A)+(B)
消防総務課	893,957	▲ 6,809	887,148
防災危機管理課	499,073	29,219	528,292
原子力安全対策課	1,789,145	6,770	1,795,915
合計	3,182,175	29,180	3,211,355

〔一般会計〕

(単位:千円)

事業名	補正前の額	補正額	計	概要	予算科目			議案資料1 掲載ページ
					款	項	目	
消防総務課	893,957	▲ 6,809	887,148					
1 人件費 一般職給与費(一般管理費)	27,827	7,348	35,175	一般職 3人→ 3人	2	1	1	25
2 人件費 一般職給与費(防災総務費)	117,083	▲ 12,292	104,791	一般職 15人→13人	2	6	1	29
3 人件費 一般職給与費(工鉱業総務費)	28,310	▲ 1,865	26,445	一般職 4人→ 4人	7	2	1	56
防災危機管理課	499,073	29,219	528,292					
1 人件費 一般職給与費(防災総務費)	75,934	7,219	83,153	一般職 11人→ 12人	2	6	1	29
2 震災・風水害等災害対策事業費	93,085	22,000	115,085	新型コロナウイルス感染症対策に対応した 県備蓄物資(マスク)整備事業	2	6	2	29
原子力安全対策課	1,789,145	6,770	1,795,915					
1 人件費 一般職給与費(公衆衛生総務費)	50,646	365	51,011	一般職 7人→7人	4	1	1	37
2 人件費 一般職給与費(環境保全費)	124,467	6,405	130,872	一般職 19人→20人	4	5	2	41

新型コロナウイルス感染症対策に対応した 県備蓄物資(マスク)整備事業

1. 背景

新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大によるマスク需給の逼迫に備え、県内において供給が滞った場合に、各分野における業務継続等を支援するため、県として一定量を備蓄する。

2. 概要

- ・急激なマスクの需給逼迫に陥る事態に備えて、今回のコロナ禍の教訓を踏まえ、1ヶ月程度対応出来るよう備蓄する。
- ・医療機関、社会福祉施設、災害、教育現場、県行政等を想定して230万枚の保有を行う。

3. 用途及び運用

(1) 用途

- ①医療機関分、社会福祉施設分 180万枚 (健康福祉部にて対応)
- ②多用途用(災害、教育現場、県行政) 50万枚 ※今回要求

(2) 運用

上記用途を想定し整備するが、必要枚数が各想定用途の整備枚数を上回る場合は、医療機関用、社会福祉施設用、多用途用相互で融通する。

4. 補正予算額

22,000千円

新型コロナウイルス感染症への対応について
 新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県の対応経過

日付	国	島根県
8月28日(金)		<p>第13回県対策本部会議</p> <p>知事指示事項 (県民向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職場や家庭での感染を防ぐため、「3つの密」の回避、「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指衛生」など、引き続き、基本的な感染症対策に取り組むよう要請 ・各店舗において、感染防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、そうした店舗を利用していただくことを前提として、 <ul style="list-style-type: none"> ①県外に出かけた場合には、「接待を伴う飲食店の利用」を控えること、また、県外の方との「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること ②県内においても、県外の方との「接待を伴う飲食店の利用」と「飲食店のアルコールを伴う利用」を控えること。 <p>ただし、隣接県のうち通勤、買い物などの生活圏域に属する地域については、県内と同様に扱う</p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染した方や、その関係者などに対するインターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話など、心ない言動が広がっており、全国の方に、こうした誹謗中傷などは、厳に慎むよう要請
9月17日(木)		<p>第14回県対策本部会議（書面開催）</p> <p>決定事項 (県民・事業者向け)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・イベントについては、感染防止対策を徹底した上で、次を目安に開催することを要請 ①収容率要件について、感染リスクの少ないイベント（クラシック音楽コンサート、各種講演会、各種展示会等）は、収容定員の100%以内に緩和し、その他のイベント（ロックコンサート、スポーツイベント等）は引き続き50%以内とする ②人数上限については、5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方とすることとし、 <ul style="list-style-type: none"> ①及び②による人数のいずれか小さい方を限度とすることを目安として判断すること

令和 2 年度島根県総合防災訓練について

1. 目的

災害対策基本法第 48 条及び島根県地域防災計画に基づき、防災関係機関、地域住民が参加する実動訓練を実施し、地域防災力の向上を図る。

2. 訓練概要

(1) 日 時

令和 2 年 10 月 18 日（日）8:00～13:00

(2) 会 場

大田市立長久小学校（島根県大田市長久町長久イ 782）

(3) 主 催

島根県、大田市

(4) 内 容

台風接近を想定した住民避難訓練及び感染症対策に対応した避難所の開設・運営訓練

- ① 新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設・運営
- ② 県、市、関係機関による避難所の運営支援
- ③ 住民避難（要配慮者、外国人含む）、避難先での安否確認
- ④ 主要道路の冠水を想定した物資の洋上及び陸上輸送訓練
- ⑤ 災害協定を締結している民間企業による物資の輸送訓練 等

(5) 参加機関（30 機関（予定））

陸上自衛隊第 13 偵察隊、浜田海上保安部、松江地方气象台、大田市消防本部、日本赤十字社島根県支部、島根県看護協会、島根県社会福祉協議会、大田市社会福祉協議会、島根県トラック協会、島根県 LP ガス協会、島根県管工事業協会、しまね国際センター、NHK 松江放送局、NTT 西日本島根支店、KDDI(株)、(株)ドコモ CS 中国島根支店、(株)ローソン、イオンリテール(株)中四国カンパニー、(株)ジュンテンドー、島根県生活協同組合連合会・生活協同組合しまね、大田市消防団長久分団、島根県水難救済会大田水難所、長久町川北下地区自主防災会、東用田地区自主防災会、川南一地区自主防災会 他 5 機関

令和2年度 島根県原子力防災訓練について

1. 概要

島根県地域防災計画（原子力災害対策編）に基づき、防災関係機関相互の連携による防災対策の確立及び防災業務関係者の技術習得を目的として開催。

なお、バス等による避難先自治体への住民避難訓練は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は実施しない。

2. 日程・訓練項目

日程	訓練項目
10月15日(木)	避難退域時検査会場での手順確認、感染防止対策の検討 〔訓練場所〕 中海ふれあい公園
10月28日(水)	自治体等の初動対応訓練等 〔訓練場所〕 県庁、各市役所ほか
10月31日(土)	一時集結所での感染防止対策の検討 〔訓練場所〕 松江市鹿島地区

3. 参加機関

島根県、島根県警察本部、鳥取県、鳥取県警察本部、松江市、出雲市、安来市、雲南市、米子市、境港市、国、中国電力 ほか

4. 重点項目

(1) 複合災害への対応手順の確認

- ① 自然災害により自宅で屋内退避ができない場合の対応手順の確認
- ② 計画で定めた避難経路が通行できない場合の対応手順の確認

(2) 感染症流行下での避難手順の検討

- ① 一時集結所での避難者の健康確認や避難車両への乗車方法等の検討
- ② 避難退域時検査会場での避難者の健康確認方法等の検討

島根原発サイトバンカ建物の巡視業務 の未実施に関する調査報告について

1. 事案の経過

- 2月19日 中国電力は、サイトバンカ建物について、2月16日の放射線管理区域内の巡視業務が未実施であったと公表
- 5月13日 中国電力は、平成14年度以降、管理区域への入域が確認できなかった実績が、8人、32日であることを公表
原子力規制委員会は、保安規定違反（判定区分「監視」）と判定
- 5月26日 県・松江市は、中国電力への立入調査を実施
- 8月31日 中国電力は、原因分析と再発防止策をまとめた報告書を公表

2. 報告書の概要

(1) 主な事実関係

- ① サイトバンカ建物の巡視業務において、放射線管理区域に入域していないにも係らず、入域したとして巡視記録を作成し報告を行っていたことが判明
- ② 中国電力が同様事案の調査を実施(平成14年度以降、6,531日間)し、8人、32日あることを確認

(2) 原因分析

- ① 業務管理・運営上の問題
 - ・ 中国電力、協力会社ともに巡視結果を確認する仕組みが不十分
 - ・ 協力会社からの改善提案に対し、中国電力の受け止めが不足
- ② 意識面の問題
 - ・ 委託業務であっても中国電力が自ら管理すべきとの意識が希薄化
 - ・ 協力会社の法令遵守、安全文化の意識定着に関し、中国電力の取組が不足

(3) 再発防止策

- ① 適正な業務管理体制の構築
 - ・ 中国電力、協力会社それぞれが巡視結果を確認する仕組みを改善
 - ・ 協力会社からの懸案事項、改善事項を吸い上げる仕組みを、中国電力が構築
- ② 協力会社を含めた職員の意識改革
 - ・ 中国電力社員に対し、委託業務の管理に関する研修を実施
 - ・ 協力会社社員に対し、法令遵守、安全文化の意識定着に向けた研修等を実施

3. 県の対応

- (1) 9月30日に、松江市とともに立入調査を実施予定
- (2) 立入調査等では、安全に対する認識を徹底することも含め、中国電力の改善の取組について確認する予定